

芸術文化振興基金助成金交付の基本方針

平成 16 年 2 月 24 日
芸術文化振興基金運営委員会決定
令和 3 年 4 月 1 日改訂
令和 7 年 9 月 22 日改訂

芸術文化振興基金（以下「基金」という。）による助成は、以下の基本方針により行うものとする。

（助成目的）

1. 基金による助成は、文化芸術の裾野拡大と地域文化振興等を本旨とし、全ての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図ることを目的に、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他文化に関する団体による文化の振興及び普及を図るために地域で行う多様な文化芸術活動を対象として実施する。ただし、政治的、宗教的宣伝意図を有するものは除く。

対象となる者は、芸術家を主たる構成員とする団体及び芸術・文化に係る活動を行う団体等とし、一定の要件を充たすものについて広く対象とする。

（助成対象活動）

2. 基金による助成は、毎年度、申請に基づき行うものとし、1 に掲げる活動に要する経費に対し、助成金を交付する。

助成金の交付を通じ、活動の活性化や活動主体の経営基盤の強化など適切な助成効果をもたらすことを目指す。

ただし、活動自体の自主性については、十分尊重されなければならない。

3. 基金による助成は、特に次のような観点に着目して、適切な活動に助成することとし、活動主体は、それぞれの活動を行うのに適した団体等とする。助成するにあたっては、活動主体の経営基盤、活動内容の採算性にも配慮する。

- （1）優れた実績や豊かな将来性を有する芸術家及び芸術に関する団体の優れた芸術の創造・普及活動
- （2）芸術文化の新たな局面を切り開く先駆的な創造活動
- （3）地域における芸術の創造・普及及びこれらを通じた地域の振興に寄与する活動
- （4）こども達を含む多くの人々が主体的に鑑賞、参加できる芸術の創造・普及活動
- （5）次世代への継承に大きく寄与する文化財の保存・活用に係る活動

（国・地方公共団体・民間等との連携）

4. 基金による助成は、国、地方公共団体等の施策及び民間の助成団体等の取組み等を尊重し、連携を図りつつ効果的に実施する。

その際、基金の助成は、同一の活動に対して文化庁の助成と重複して行わないこととする。

（その他）

5. 基金による助成に当たっては、活動の実態に応じて、基金の特色を活かした弾力的、かつ、効果的な運用に努める。

具体的には、文化芸術活動の審査・評価及び意見交換等を通じて、その自律的・持続的な発展のための伴走支援に資するものとする。

6. 採択手続きの透明化を図るため、採択された活動、助成金の額及び審査にあたった専門委員氏名については公表するものとする。

附 則（令和３年４月１日 芸術文化振興基金運営委員会改訂）

この基本方針は、令和３年４月１日から施行する。

なお、この基本方針は令和４年度助成事業から適用することとする。

附 則（令和７年９月２２日 芸術文化振興基金運営委員会改訂）

（適用期日）

この方針は、令和７年１０月１日から適用する。